

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年3月29日

金曜日

号外(20)

目次

規則

○富山県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第20号

富山県水産業協同組合法施行規則の一部を改正する規則

富山県水産業協同組合法施行規則（昭和28年富山県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「水産加工業協同組合連合会及び」を「水産加工業協同組合連合会並びに」に改め、「並びに県内に主たる事務所を有する漁業生産組合」を削り、同条に次の1項を加える。

2 この規則において「漁業生産組合」とは、県内に主たる事務所を有する漁業生産組合をいう。

第2条各号列記以外の部分中「第86条第3項、」を削り、同条第10号を削る。

第3条各号列記以外の部分並びに第4条第1項各号列記以外の部分及び同項第6号中「第86条第4項、」を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第86条第2項、」を削り、同項第3号中「同じ」を「この条から第5条の4まで、第8条及び第11条において同じ」に改め、同条第2項各号及び同条第4項中「第86条第2項、」を削る。

第7条の3の次に次の6条を加える。

(漁業生産組合の定款の変更の届出)

第7条の4 漁業生産組合は、法第84条の7第2項の規定による定款の変更の届出をしようとするときは、変更の日から2週間以内に、漁業生産組合定款変更届(様式第9号の6)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 定款の変更理由書
- (2) 変更した定款の新旧条文を記載した書面
- (3) 総会議事録謄本

2 出資1口の金額を減少する定款変更の場合は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 法第86条第2項において準用する法第53条第1項の規定による財産目録及び貸借対照表
- (2) 法第86条第2項において準用する法第53条第2項の規定による手続を終了したことを証する書面
- (3) 法第86条第2項において準用する法第54条第2項の規定による手続を終了したときは、そのことを証する書面

(漁業生産組合の成立の届出)

第7条の5 漁業生産組合は、法第85条の2第4項の規定による成立の届出をしようとするときは、成立の日から2週間以内に、漁業生産組合成立届(様式第9号の7)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款

(漁業生産組合の解散の届出)

第7条の6 漁業生産組合は、法第85条の4第2項の規定による解散の届出(法第86条第4項において準用する法第68条第1項第3号の事由により解散した場合を除く。)をしようとするときは、解散の日から2週間以内に、漁業生産組合解散届(様式第9号の8)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 総会の決議によつて解散した場合にあつては、総会議事録謄本

(漁業生産組合の合併の届出)

第7条の7 漁業生産組合は、法第85条の5第3項の規定による合併の届出をしようとするときは、合併の日から2週間以内に、漁業生産組合併届（様式第9号の9）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 合併によつて設立した漁業生産組合にあつては、定款

(漁業生産組合の清算結了の届出)

第7条の8 清算人は、法第85条の14の規定による清算結了の届出をしようとするときは、漁業生産組合清算結了届（様式第9号の10）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 登記事項証明書

(漁業生産組合の組織変更の届出)

第7条の9 漁業生産組合は、法第86条の9の規定による組織変更の届出をしようとするときは、漁業生産組合組織変更届（様式第9号の11）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 組織変更計画書
- (2) 組織変更計画を承認した総会の議事録謄本
- (3) 組織変更の登記に係る登記事項証明書

第8条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「組合」を「組合及び漁業生産組合」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「組合」を「組合及び漁業生産組合」に改め、同項第2号中「組合員」の次に「（漁業生産組合の組合員を含む。以下この項及び次条において同じ。）」を加え、同条第3項中「組合は」を「組合及び漁業生産組合は」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「組合の」を「組合若しくは漁業生産組合の」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「組合」を「組合及び漁業生産組合」に改め、同条第8号中「第73条（法）」の次に「第86条第4項、」を加え、「組合の合併無効」を

「組合若しくは漁業生産組合の合併無効」に改める。

第12条中「第109条」を「第108条」に、「又は合併」を「、合併又は清算終了」に改める。

第13条第1項及び第2項中「組合」を「組合及び漁業生産組合」に改める。

様式第1号中「第86条第3項、」を削る。

様式第2号から様式第4号までの規定中「第86条第4項、」を削る。

様式第5号中「第86条第2項、」を削る。

様式第5号の2中「第86条第2項、」を削り、「申請書」を「届出書」に改める。

様式第9号の5の次に次の6様式を加える。

様式第 9 号の 6 (第 7 条の 4 関係)

漁業生産組合定款変更届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

名称

代表者氏名 印

月 日開催の通常（臨時）総会において定款変更の決議をしたので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 9 号の 7 (第 7 条の 5 関係)

漁業生産組合成立届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

名称

代表者氏名 印

今般当漁業生産組合が成立したので、水産業協同組合法第 85 条の 2 第 4 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 9 号の 8 (第 7 条の 6 関係)

漁業生産組合解散届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

名称

代表者氏名 印

月 日に当漁業生産組合が解散したので、水産業協同組合法第 85 条の 4 第 2 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 9 号の 9 (第 7 条の 7 関係)

漁業生産組合合併届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

名称

代表者氏名

印

今般 漁業生産組合と 漁業生産組合とを合併し、 漁業
生産組合を設立したので、水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により関係
書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 9 号の 10 (第 7 条の 8 関係)

漁業生産組合清算結了届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

名称

清算人氏名 印

月 日当漁業生産組合の清算が結了したので、水産業協同組合法第 85 条の 14 の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 9 号の 11 (第 7 条の 9 関係)

漁業生産組合組織変更届

年 月 日

富山県知事 殿

住所

名称

組合長理事氏名 印

月 日開催の通常(臨時)総会において組織変更の決議をしたので、水産業協同組合法第 86 条の 9 の規定により関係書類を添えて届け出ます。

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県水産業協同組合法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(水産漁港課)
